

障害者福祉システム等標準化検討会
合同ワーキングチーム（第2回）議事概要

日時：令和7年10月31日（金）10:00～11:00

場所：日本コンピュータ株式会社 東京本社セミナールームA・B 及び WEB 会議

出欠（敬称略）：

（構成員）

出席	生田 正幸	関西学院大学大学院 人間福祉研究科 講師（非常勤）
欠席	後藤 省二	株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長
代理	神野 未彩	東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課 主任
出席	中川 裕史	東京都福祉局心身障害者福祉センター調整課 課長代理
出席	内川 貴義	東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課 課長代理
出席	佐藤 あずさ	東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課 課長代理
出席	若月 弘之	大阪府障がい者自立相談支援センター地域支援課 総括主査
出席	早瀬 裕之	大阪府福祉部子ども家庭局子ども家庭企画課 総括主査
代理	坂本 悠輔	大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課 副主査
出席	浦 健二	大阪府こころの健康総合センター総務課 総括主査
出席	澤田 美穂	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 副主査
出席	金子 友梨果	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 主事
欠席	大山 大輝	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 主事
出席	中野 龍	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 主事
出席	菊池 健太	葛飾区政策経営部DX戦略課 主事
出席	高野 莉加	葛飾区政策経営部DX戦略課 主事
出席	寺田 悟志	葛飾区福祉部障害福祉課 主査
出席	佐藤 美夢	葛飾区福祉部障害福祉課 主事
出席	岡部 学	横浜市健康福祉局障害者更生相談所 係長
出席	宇野 紘子	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課 係長
出席	米山 のぞみ	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課 係長
出席	吉田 裕光	横浜市健康福祉局こころの健康相談センター 係長
出席	小島 有美子	坂井市健康福祉部社会福祉課 主査
出席	石森 元樹	坂井市健康福祉部社会福祉課 主事
出席	田中 大士	坂井市健康福祉部社会福祉課 主事
出席	伊藤 優花	坂井市健康福祉部社会福祉課 主事
欠席	田口 郁士	豊能町生活福祉部福祉課 主任
出席	大谷 周右	島本町健康福祉部福祉推進課 係長
出席	武藤 優子	忠岡町健康福祉部福祉課 課長
出席	牧 貴大	河南町健康福祉部高齢障がい福祉課

(オブザーバー)

出席	池端 桃子	デジタル庁地方業務標準化 エキスパート
欠席	米田 圭吾	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	津田 直彦	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	下田 卓也	デジタル庁統括官付参事官付 主査
欠席	稲垣 嘉一	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
出席	加藤 秀和	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
出席	飯野 一浩	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
出席	島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 保険局医療介護連携政策課 推進官 併任 保険局診療報酬改定 DX 推進室 室長代理補 併任 社会・援護局障害保健福祉部 アドバイザー 併任
出席	佐々木 忠信	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 課長補佐
出席	高屋 史紘	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 係長
出席	小林 樹	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 係員

【議事次第】

1. 開会
2. 標準仕様書【第5.1版】案の検討
3. その他

【議事概要】

○河南町構成員

- ・資料3の検討論点2「デジタル庁のPMH仕様書の変更に伴う対応」について、13頁の対応内容欄に記載されている内容について、具体的な修正内容を確認したい。
⇒（事務局）PMH仕様書の変更に伴い、具体的には自立支援医療は14頁下の赤枠に記載している内容、療養介護医療・肢体不自由児通所医療は不開示フラグの設定内容について修正した。
⇒（河南町構成員）了解した。

○大阪府構成員

- ・資料3の検討論点2「デジタル庁のPMH仕様書の変更に伴う対応」について、14頁に記載されている「PMHのファイル設計書及びAPI設計書は令和7年7月25日の最新版ですが、実際にPMHへ連携する際はデジタル庁が公表している最新のPMH仕様書に対応する必要があります。」との記載について、文言だけ読むとダブルスタンダード的な仕様に見えるが、この点について説明をお願いしたい。
⇒（事務局）今回の標準仕様書【第5.1版】案によって、現状のPMH仕様書と同期が取れた状態となる。今後、デジタル庁において令和7年度下期にPMH仕様書を見直す予定となっているが、標準仕様書【第5.1版】の改定後にPMH仕様書が見直された場合、最新のPMH仕様書に合わせる必要がある。
⇒（大阪府構成員）現段階ではデジタル庁のPMH仕様書は令和7年7月25日が最新で間違いない

か。

⇒（事務局）間違いない。

⇒（大阪府構成員）13頁の留意事項について、「標準準拠システムに移行済みの自治体で、PMHの先行実施（自立支援医療、療養介護医療・肢体不自由児通所医療）を行う場合は、必ずデジタル庁が公表している最新のPMH仕様書に対応いただきますようお願いいたします。」との記載について、すでに先行実施している自治体があるが、これから標準準拠システムへ移行する場合の対応はどうなるのか。

⇒（事務局）今後、標準準拠システムへ移行する場合においてもデジタル庁の最新のPMH仕様書に合わせる必要がある。

⇒（大阪府構成員）承知した。今後も随時、PMH仕様書に関する情報提供をお願いしたい。

⇒（事務局）事務局側で把握している内容については情報提供させていただく。

標準仕様書を改定できる時期は、原則8月及び1月の年2回とされているが、PMH仕様書の変更時期は不定期である。そのため、PMH仕様書の変更に合わせて標準仕様書を改定すると自治体やベンダの負担が増加するため、標準仕様書の改定時期に同期を取る予定である。

⇒（大阪府構成員）了解した。医療機関も含めた現場が混乱しないようにしていきたいと思うので協力をお願いしたい。

以 上